

三 貴 商 事 株 式 会 社

(2 0 0 5 年 版)

はじめに	1
1. 会社の概況	
① 会社名等	4
② 会社の沿革	4
③ 会社の目的	7
④ 事業の内容	9
⑤ 営業所の状況	12
⑥ 財務の概要	12
⑦ 発行済株式総数	12
⑧ 主要株主名	13
⑨ 役員の状況	13
⑩ 従業員の状況	14
2. 営業の状況	
① 営業方針	14
② 当社及び当業界を取巻く環境	15
③ 営業の経過及び成果	15
④ 対処すべき課題	18
⑤ 受託業務管理規則	18
⑥ 外務員の登録状況	24
⑦ 委託者数	24
⑧ 苦情・紛争に関する事項	25
⑨ 訴訟に関する事項	25
3. 経理の状況	
① 貸借対照表	26
② 損益計算書	27
③ 重要な会計方針	28
④ 注記事項	30
⑤ 利益金処分計算書	32
⑥ 監査に関する事項	32
⑦ 財務比率	33

【はじめに】

本書は、平成17年3月期(平成16年4月～平成17年3月)における当社の会社の概況、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。

「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。

「財務の概要」 平成17年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。

「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。

「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。

「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。

「営業の経過及び成果」 当社の平成16年度における業績について記載しています。

「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産余裕比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{必要純資産額}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、資産から商品取引責任準備金(商品取引所法に基づく引当金)を除いた負債を控除したものを言い、「必要純資産額」とは、商品市場ごとに定められた商品取引員として必要とされる純資産のことを言います。)

商品取引所法の規定により商品取引員が有していなければならない必要純資産額に対する純資産の余裕度をみるもので、比率が高いほど法定基準に対する余裕があると言えます。

(b) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{(総資産額 - 委託者に係る取引所預託金 - 分離保管預託額)}} \times 100$$

委託者から預託を受けた委託証拠金代用有価証券のうち、委託者の取引に係る取引所への預託金額及び委託者債権の保全制度に基づいて金融機関に預託されている額を控除した総資産額を用いて計算された自己資本比率を記載したものです。

(e) 当座性資金等比率

$$\frac{\text{当座性資金等 (*)}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

(*「当座性資金等」とは、流動資産のうち、現金、預金、金銭の信託、受取手形、有担保委託者未収金、売掛金、有価証券、商品、保管有価証券、差入保証金、有担保委託者損差金及び未収先物取引差金を言います。)

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある当座性資金等を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。流動比率との違いは、流動資産のうち、より現金化する可能性の高い「当座性資金等」を指標としているところです。

(f) 委託者未収金比率

$$\frac{\text{委託者未収金 (長期未収債権に属するものを含む)}}{\text{純資産額}} \times 100$$

正味の資産である純資産に対する委託者未収金の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(g) 借入金比率

$$\frac{\{借入金 + 借入有価証券 + 社債（新株予約権付社債を含む）\}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める借入金の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(h) 経常収支率

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

経常的に発生する収益と費用を対比したもので、比率が高いほど経常的な収益力が高いと言えます。

(i) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額}} \times 100$$

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(j) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(k) 委託手数料収益比率

$$\frac{\text{（商品先物取引に係る）委託手数料}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収益に占める委託手数料収入の割合をみるもので、比率が高いほど収益が手数料収入に依存している割合が高いと言えます。

(l) 自己売買収益比率

$$\frac{\text{自己売買収益}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収益に占める自己売買収益の割合をみるもので、比率が高いほど収益が自己売買収益に依存している割合が高いと言えます。

1. 会社の概況

①会社名等

商品取引員名 三貴商事株式会社
 代表者名 代表取締役会長 川路 耕一
 代表取締役副会長 村上 久広
 代表取締役社長 水戸部 茂
 所在地 東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
 電話番号 03-5820-1111 (代)

②会社の沿革

年 月	概 要
昭和32年12月	丸叶株式会社を北海道小樽市堺町25番地に設立、資本金600万円。 東京支店設置。
昭和33年 2月	東京穀物商品取引所仲買人加入。
昭和34年 2月	小樽商品取引所仲買人加入。 札幌支店開設。
昭和36年 5月	小樽商品取引所が札幌市に移転し、北海道穀物商品取引所に名称変更。
昭和39年 9月	資本金を2,500万円に増資。 北見出張所・富良野出張所開設。
昭和41年11月	仙台支店・旭川支店開設。
昭和42年 8月	資本金を3,750万円に増資。
昭和43年 6月	資本金を6,250万円に増資。
昭和46年 1月	商品取引員が許可制に移行する。
4月	商号を「三貴商事株式会社」に変更。
5月	本店を東京都渋谷区神南1丁目9番2号に移転。
8月	長野営業所・静岡営業所開設。 北見出張所・富良野出張所・旭川支店廃止。
9月	「株式会社 大竹物産商会」「丸栄繭絲株式会社」を吸収合併。 資本金を1億750万円に増資。 農林大臣より、名古屋穀物商品取引所、豊橋乾繭取引所、通商産業大臣より、名古屋繊維取引所取引員の許可を受ける。 名古屋支店・豊橋営業所開設。
11月	本店を東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目16番地に移転。 東京支店廃止。 渋谷支店開設。
昭和48年 2月	通商産業大臣より、東京繊維取引所会員の許可を受ける。 豊橋営業所廃止。
3月	新宿支店開設。

年	月	概 要
昭和48年	3月	渋谷支店廃止。
昭和49年	2月	農林大臣より、東京砂糖取引所会員の許可を受ける。
昭和50年	1月	通商産業大臣より、東京ゴム取引所会員の許可を受ける。
	12月	農林大臣より、前橋乾繭取引所会員の許可を受ける。
昭和51年	1月	富山営業所開設。 新宿支店廃止。
	2月	長野営業所を長野支店に名称変更。
昭和52年	3月	農林大臣より、東京砂糖取引所取引員の許可を受ける。
昭和53年	3月	宇都宮営業所開設。 静岡営業所廃止。
	12月	長野支店・仙台支店を長野営業所・仙台営業所に名称変更。
昭和54年	8月	第一次許可更新。
昭和56年	5月	株式会社東金会加入。
	12月	資本金を3億6,000万円に増資。
昭和57年	2月	通商産業大臣より、東京金取引所会員の許可を受ける。 資本金を4億2,000万円に増資。
	3月	通商産業大臣より、東京金取引所取引員の許可を受ける。
	9月	北海道穀物商品取引所の会員及び取引員を脱退。 札幌支店廃止。
昭和58年	4月	資本金を4億9,000万円に増資。
	8月	第二次許可更新。
昭和59年	1月	仙台営業所を仙台支店に名称変更。
	4月	名古屋穀物商品取引所が名古屋穀物砂糖取引所に名称変更。
	5月	農林水産大臣より、名古屋穀物砂糖取引所取引員の許可を受ける。
	11月	東京金取引所、東京繊維取引所、東京ゴム取引所の3取引所合併により、東京工業品取引所となる。 通商産業大臣より、東京工業品取引所取引員の許可を受ける。
昭和60年	9月	資本金を2億4,500万円に減資。
	10月	資本金を3億4,500万円に増資。
昭和61年	11月	資本金を4億9,500万円に増資。 長野営業所・宇都宮営業所・富山営業所を長野支店・宇都宮支店・富山支店に名称変更。
	12月	資本金を5億9,500万円に増資。
昭和62年	3月	資本金を3億5,700万円に減資。
	6月	資本金を4億9,700万円に増資。
	8月	第三次許可更新。
昭和63年	6月	農林水産大臣より、関門商品取引所会員の許可を受ける。
	10月	農林水産大臣より、北海道穀物商品取引所会員の許可を受ける。
	12月	福岡支店開設。

年	月	概	要
昭和63年	12月	農林水産大臣より、関門商品取引所取引員の許可を受ける。	
平成3年	2月	大阪支店開設。	
	8月	農林水産大臣より、大阪穀物取引所取引員、横浜生糸取引所取引員の許可を受ける。	
	11月	第四次許可更新。	
	11月	横浜支店開設。	
平成5年	10月	東京穀物商品取引所、東京砂糖取引所の2取引所合併により、東京穀物商品取引所となる。	
		大阪穀物取引所、大阪砂糖取引所、神戸穀物取引所の3取引所合併により、関西農産商品取引所となる。	
		通商産業大臣より、東京工業品取引所、ゴム・綿糸市場取引員の許可を受ける。	
平成7年	2月	資本金を6億7,999万円に増資。	
	3月	資本金を7億0,005万円に増資。	
	4月	東京穀物商品取引所、北海道穀物商品取引所の2取引所合併により、東京穀物商品取引所となる。	
	8月	第五次許可更新。	
		高松支店開設。	
		長野支店移転。	
平成8年	4月	宇都宮支店廃止。	
		池袋支店開設。	
		関東財務局より、金融先物取引業の許可を受ける。	
		大蔵大臣、通商産業大臣、農林水産大臣より、商品投資販売業の許可を受ける。	
	8月	東京金融先物取引所より、会員の許可を受ける。	
	10月	豊橋乾繭取引所、名古屋穀物砂糖取引所、名古屋繊維取引所の3取引所合併により、中部商品取引所となる。	
	11月	本店を東京都中央区東日本橋1丁目5番6号に移転。	
平成9年	4月	通商産業大臣より、東京工業品取引所、アルミニウム市場取引員の許可を受ける。	
		関西農産商品取引所、神戸生糸取引所の2取引所合併により、関西商品取引所となる。	
	8月	大阪支店移転。	
	10月	横浜支店移転。	
平成10年	7月	農林水産大臣より、関西商品取引所、農産物飼料指数市場取引員の許可を受ける。	
	10月	横浜生糸取引所、前橋乾繭取引所の2取引所合併により、横浜商品取引所となる。	

年	月	概	要
平成11年	6月	通商産業大臣より、東京工業品取引所、石油市場取引員の許可を受ける。	
	11月	農林水産大臣より、中部商品取引所、畜産物市場取引員の許可を受ける。	
	12月	通商産業大臣より、中部商品取引所、石油市場取引員の許可を受ける。	
平成12年	6月	通商産業大臣より、大阪商品取引所、天然ゴム指数市場取引員の許可を受ける。	
平成13年	2月	資本金を8億0,055万円に増資。	
	4月	金融先物取引業、第一次許可更新。	
	5月	関門商品取引所が福岡市に移転し、福岡商品取引所に名称変更。	
	8月	第六次許可更新。	
	11月	資本金を10億円に増資。	
平成14年	3月	金融先物取引業廃業。	
	4月	商品投資販売業、第一次許可更新。	
	5月	純金積立業務開始。	
	7月	横浜支店移転。	
	8月	池袋支店廃止。	
	9月	経済産業大臣より、大阪商品取引所、ニッケル市場取引員の許可を受ける。	
平成15年	12月	新宿支店開設。 高松支店廃止。	
	5月	プラチナリース取引業務開始。	
	7月	日比谷支店開設。	
平成16年	12月	名古屋支店移転。	
	2月	岡山支店開設。	
	4月	商品投資販売業の販売を開始。	
平成17年	11月	農林水産大臣より、横浜商品取引所、農産物市場取引員の許可を受ける。	
	1月	関東財務局より、金融先物取引業の許可を受ける。	
	2月	東京金融先物取引所より、会員の許可を受ける。	
	3月	農林水産大臣、経済産業大臣より、商品取引所法改正に伴う商品取引受託業務の許可を受ける。	

③会社の目的

- (a) 農産物、砂糖、ゴム、繭糸及び繊維製品の売買業
- (b) 金、銀、プラチナ及びその他の貴金属の売買業
- (c) 銅及びその他の非鉄金属の売買業
- (d) 木材及び合板の売買業

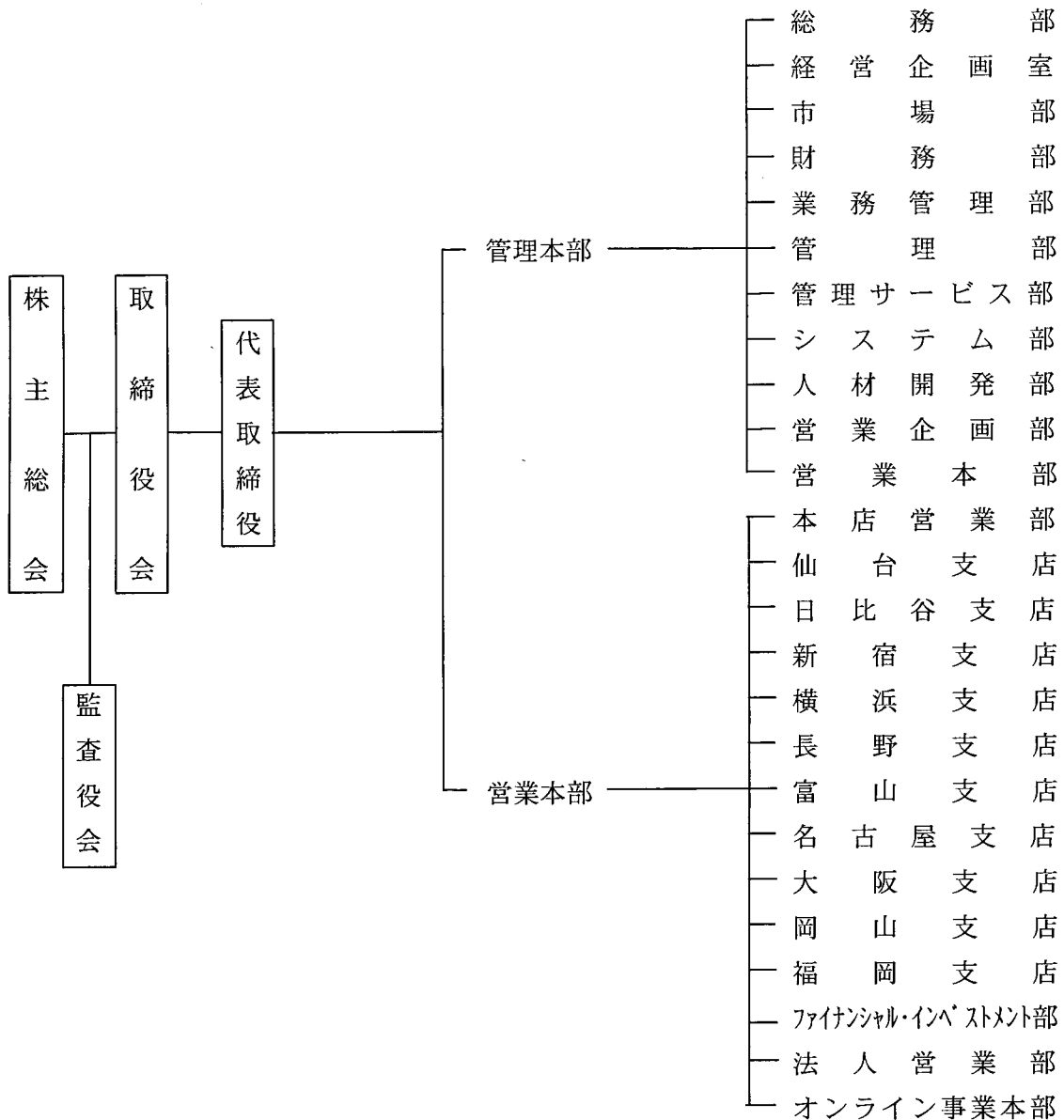
- (e) 食用油並びに大豆油、大豆粕及びその他の大豆製品の売買業
- (f) 天然ガス、原油並びにガソリン、灯油、軽油、重油及びその他の石油製品の売買業
- (g) 野菜、花卉並びに鶏卵、ブロイラー、豚肉及びその他の食用畜産物の売買業
- (h) その他、商品取引所法に基づく上場商品の国内、国外における売買、委託並びに受託、取引の取次ぎ、先物取引業及び輸出入業務
- (i) 有価証券及び不動産投資
- (j) 商品投資事業に関する法律に基づき、商品投資事業に係わる金融商品の設定、運用、管理、販売業務並びに商品投資顧問業務
- (k) 金融先物取引及び外国為替取引等の委託並びに受託、取引の取次ぎ及び代理業務
- (l) 特定債権等に係わる事業の規制に関する法律に基づく小口債権販売業務
- (m) 前各号に付帯する一切の業務

(注) 上記のうち、下線部分の事業は現在行っておりません。

④事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（商品先物取引、現金決済取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己ディーリング」という。）を主たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、新商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より、許可を受けております。(許可番号：農林水産省指令「16 総合第 1870 号」、経済産業省「平成 17・03・16 商第 1 号」)

市場名 取引所名	農 産 物	砂 糖	農 飼 指 数	畜 産 物	貴 金 属	アル ミ ニ ウ ム	石 油	ゴ ム	ニ ツ ケ ル	天 ゴ 指 数	上場商品名
東京穀物商品取引所	○										一般大豆 NON-GMO大豆 大豆ミール 小豆 とうもろこし ｱﾌﾞｶ-ﾋ-生豆 ﾌﾞｽｺ-ﾋ-生豆 輸入大豆ﾌﾟｼﾞｵﾝ とうもろこしﾌﾟｼﾞｵﾝ
		○									精糖 粗糖 粗糖ﾌﾟｼﾞｵﾝ
東京工業品取引所					○						金 銀 白金 パラジウム 金ﾌﾟｼﾞｵﾝ
						○					アルミニウム
								○			ゴム
							○				ガソリン 灯油 軽油 原油
横浜商品取引所	○									野菜	

市場名 取引所名	農 産 物	砂 糖	農 飼 指 数	畜 産 物	貴 金 属	ア ル ミ ニ ウ ム	石 油	ゴ ム	ニ ッ ケ ル	天 ゴ 指 数	上場商品名
中部商品取引所				○							鶏卵
							○				ガソリン 灯油 軽油
大阪商品取引所										○	天然ゴム指数
									○		ニッケル
関西商品取引所	○										NON-GMO大豆 小豆
			○								国際穀物等指数 コーヒー指数
福岡商品取引所	○										IOM一般大豆 NON-GMO大豆 小豆 とうもろこし 大豆ミール ブロイラー

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

イ. 純金積立業務

顧客と金地金購入委託契約を締結し、顧客の委託により1年間の契約期間内に毎日一定額を購入する業務であります。

ロ. プラチナリース取引業務

白金地金寄託契約に基づき、顧客から白金地金の寄託を受け、寄託期間満了後に顧客に対し寄託料を支払い、寄託された白金地金と同量・同等の白金地金返還する取引業務であります。

ハ. 商品投資販売業

商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき、商品ファンドの販売を行う業務であります。

⑤営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都中央区東日本橋一丁目5番6号	03-5820-1111
仙台支店	宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番16号	022-223-7141
日比谷支店	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号	03-3508-1188
新宿支店	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	03-3345-1188
横浜支店	神奈川県横浜市西区高島二丁目19番3号	045-461-1199
長野支店	長野県長野市南石堂町1293番地	026-227-6464
富山支店	富山県富山市丸の内一丁目8番17号	076-432-8811
名古屋支店	愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号	052-249-8211
大阪支店	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目2番14号	06-6232-1188
岡山支店	岡山県岡山市磨屋町1番6号	086-221-8880
福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目2番5号	092-482-2288

* 福岡支店は、平成17年4月4日業務開始

⑥財務の概要（平成17年3月期）

(a) 資本金	1,000,000千円
(b) 純資産額 * 1	13,854,387千円
(c) 必要純資産額	1,867,000千円
(d) 総資産額	26,944,768千円
(e) 営業収益	11,230,164千円
(うち、受取委託手数料)	(8,081,441千円)
(f) 経常利益	3,736,571千円
(g) 当期純利益	2,032,805千円

* 1 純資産額の算定方式は、総資産額－負債総額＋商品取引責任準備金となっております。

⑦発行済株式総数

発行済株式の総数 1,438,781 株 (平成17年3月31日現在)

(注) 当社の株式は未公開です。

⑧主要株主名（上位10名）

氏名又は名称	所 有 株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
	千株	%
川路 耕一	929	64.6
KKエステート株式会社	271	18.8
三貴商事従業員持株会	66	4.6
村上 久広	42	2.9
秋山 秀利	37	2.6
KYインタープライズ株式会社	17	1.2
権藤 公夫	10	0.7
水戸部 茂	10	0.7
佐藤 見由	6	0.4
藤井 健右	5	0.3
計	1,393	96.9

(注) 平成17年4月1日を以って光陽ホールディングス株式会社と株式交換を行っております。

従って、上記株主を含む全株主は当社の親会社である光陽ホールディングス株式会社の株主となっております。

⑨役員の状況

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所 有 株式数
代表取締役 会 長	川路 耕一 S.20年11月09日	千株 929
代表取締役 副会長	村上 久広 S.25年08月25日	42
代表取締役 社 長	水戸部 茂 S.31年04月24日	10
専務取締役	石井 秀明 S.24年01月01日	—
常務取締役	長尾 英男 S.27年09月25日	4

役名及び 職名	氏名 生年月日	所有 株式数
常務取締役	猪股 圭次 S.29年03月21日	—
取締役 (非常勤)	権藤 公夫 S.27年04月08日	10
監査役 (非常勤)	谷赜 龍二 S.09年03月10日	—
監査役 (常勤)	水口 孝信 S.15年06月10日	—
監査役 (非常勤)	秋山 秀利 S.26年01月24日	37

(注) 監査役 谷赜龍二は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

⑩従業員の状況

	総計	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	395人	324人	81人	245人	150人
平均年齢	31.1才	32.9才	29.2才	30.6才	34.9才
平均勤続年数	5.1年	6.0年	3.5年	4.8年	6.8年
外務員数	300人	279人	21人		

2. 営業の状況

①営業方針

当社は、主力取扱商品である貴金属、農産物並びに石油市場の基本的な相場要因である需給動向に加え、国際商品に多大な影響を与える為替動向の分析を充実させるとともに、他の取扱商品を含めた情報収集及び分析能力を高め、お客様に迅速かつ解りやすいアドバイスを提供するサービス体制の強化に努めております。

さらに、お客様方の様々なニーズに対し一層的確かつ積極的に対応できる営業体制を確立するとともに、お客様の大切な資産をお預かりする商品取引員として相応しい財務体質の強化に努めております。

また、社員教育では、新入社員に対して30日間の研修期間を設け、社会人としての基礎教育から登録外務員としての専門教育までを徹底的に指導し、役職者に対しては、年2回1泊2日の管理職者ゼミナールを実施、ファイナンシャルアドバイザーとしての金融知識や財務分析に至る広範な知識の習得を図り、有能な人材の育成に努めております。

受託業務については、特に新たにお取引をされるお客様方にも安心して商品先物取引に参加していただけるよう、ご契約の前取引の基本的仕組みについて十分な説明を行っております。また取引開始後においても3ヶ月の間、取引枚数を抑制していただく習熟期間を設け、その間に商品先物取引に対する理解を深めていただいております。

営業社員には、一時的な利益追求のお手伝いだけでなく、常にお客様の状況とそのニーズを念頭に置き、長期に亘る良きアドバイザーとなるよう自覚を求めています。

一方、管理部門においては、お客様の商品先物取引に対する理解度の向上に資するとともにお客様からの様々な問い合わせや相談等に積極的に応じる窓口としての機能を中核として、お客様の満足度を高めていただく体制作りを心掛けております。

②当社及び当業界を取巻く環境

当業界は、平成17年1月より委託手数料の完全自由化が行われ、5月には「委託者資産の保全の徹底」、「市場の信頼性・利便性向上」、「商品取引員に対する規制の適正化」を目的とした改正商品取引所法が施行されます。

委託手数料の完全自由化と改正商品取引所法の施行は、商品取引員の伝統的なビジネスモデルを根本から揺さぶるものであり、今後は、健全な財務基盤を背景として新たなビジネスモデルを構築する取引員と、変革の流れに乗り遅れる取引員との間に大きな格差をもたらすことが予想されます。

また、改正商品取引所法の施行と歩調をあわせるように異業種からの参入が予定されており、委託手数料を含めたサービス競争が本格化する結果、買収による合併や市場からの退出を含めた業界の再編が加速度的に進むことが考えられます。

いっぽうで経済の市場化やグローバル化によって、リスクヘッジに対するニーズは確実に高まっており、産業インフラとしての先物市場が大きな注目を集めつつあります。改正商品取引所法にも「市場の信頼性・利便性向上」が盛り込まれるなど、飛躍的な市場拡大への準備が進められており、その一翼を担う商品取引員は、お客様の立場にたったサービスの提供と、より一層の信頼性向上が求められております。

③営業の経過及び成果

国内経済においては、上場企業の経常利益が過去最高益を更新し、企業倒産件数が3年連続で減少するなど、景気回復が続いているものの、原油価格その他の原材料価格の高騰や海外景気の鈍化により、輸出、設備投資を中心とした調整が懸念されます。

国内商品市場においては、前年度に活況を呈した貴金属市場はボラティリティが低く、その一方、石油市場や農産物市場は歴史的な高値を記録するなど乱高下を繰り返し、個人投資家が売買を手控えたことによって、国内市場における総出来高は前年比13.6%減の1億3,467万枚と過去最高だった前年度を下回り、7年ぶりに減少しました。

そうしたなか、平成17年1月より委託手数料の完全自由化が行われ、5月には改正商品取引所法施行によって「委託者資産の保全の徹底」、「市場の信頼性・利便性向上」、「商品取引員に対する規制の適正化」が図られるなど、当業界は一大転換期を迎えています。同時に先物市場に対する認知度も高まりつつあり、飛躍的な市場拡大への準備が整いつつあります。

その一方で、改正商品取引所法の施行と歩調をあわせるように、異業種による当業界への参入も予定され、委託手数料を含めたサービス競争の本格化、商品取引員間における競争の激化が予想されます。

当社の平成16年度の総売買高は600万8,584枚と前年度より135万7,132枚増、(前年比29%増)となりました。市場別の主な内訳は石油市場が3,888千枚(同60.3%増)農産物市場が935千枚(同38.0%増)貴金属市場が994千枚(同41.0%減)でありました。この結果、営業収益は11,230百万円(前年比62.5%増)内訳は受取手数料が8,081百万円(同18.1%増)自己売買は決済益3,037百万円、評価益93百万円であり、経常利益は3,736百万円(前年比281.1%増)、当期純利益は2,032百万円(同233.8%増)となりました。

(a) 受取手数料 (単位：千円)

期 別 商品市場名	第48期
	(自 平成16年4月 1日) (至 平成17年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	1,750,801
砂糖市場	73,163
農産物飼料指数市場	0
畜産物市場	0
貴金属市場	2,734,108
アルミニウム市場	14,361
石油市場	3,284,279
ゴム市場	224,729
天然ゴム指数市場	0
ニッケル市場	0
合 計	8,081,441

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第48期 (自 平成16年4月 1日) (至 平成17年3月31日)		
	商品先物決済損益	商品先物評価損益	合 計
商品先物取引			
農産物市場	1,017,229	24,798	1,042,027
砂糖市場	4,295	△17,433	△13,138
農産物飼料指数市場	0	0	0
畜産物市場	0	0	0
貴金属市場	△318,602	78,100	△240,502
アルミニウム市場	△3,761	△737	△4,498
石油市場	2,222,051	39,186	2,261,237
ゴム市場	116,337	△30,374	85,963
天然ゴム指数市場	0	0	0
ニッケル市場	0	0	0
小 計	3,037,549	93,540	3,131,089
商品売買損益	△1,190		△1,190
その他売買損益	18,823		18,823
小 計	17,633		17,633
合 計	3,055,182		3,148,722

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期別 内訳 商品市場名	第48期 (自 平成16年4月 1日) (至 平成17年3月31日)		
	委託	自己	合計
商品先物取引			
農産物市場	625,777(153)	318,072	943,849(153)
砂糖市場	21,091	14,242	35,333
繭糸市場	0	98	98
農産物飼料指数市場	0	0	0
畜産物市場	0	0	0
貴金属市場	546,086(3)	448,457	994,543(3)
アルミニウム市場	3,602	3,314	6,916
石油市場	1,864,544(214)	2,023,611	3,888,155(214)
ゴム市場	77,524	62,166	139,690
天然ゴム指数市場	0	0	0
ニッケル市場	0	0	0
合計	3,138,624(370)	2,869,960	6,008,584(370)

④対処すべき課題

こうした環境のなか、当社の課題として、収益の多様化と経営基盤の強化及び効率的な経営体制の構築があげられます。現在、受託業務における利潤の適正化を図ると同時に、商品ファンド「光陽パワーファンド」の販売強化を行っております。あわせて、平成17年7月に開始される東京金融先物取引所の取引所為替証拠金取引への参入、オンライントレードの開始を予定しております。

特に重要課題としては、適正な受託業務を遂行すべく、今まで以上にコンプライアンス会議の頻度を高めるなど、内部牽制機能の強化を図ります。同時に、業務の効率化や財務基盤の強化によって、「光陽ホールディングス株式会社」のリーディングカンパニーとして企業価値の最大化を目指してまいります。

⑤受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、委託者の保護育成を図ることにより業界の健全な発展に資するため、受託業務の適正な運営及びその管理を行うべき、社内における管理責任体制の整備等について必要な事項を定める。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第2条 当社は、次の各号の一に該当することが判明した者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

(1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び精神障害者

- (2) 恩給、年金、退職金、社会保険給付金等により主として生計を維持し、余裕資金を持たない者
 - (3) 生活保護法被適用者
 - (4) 長期入院患者等随時連絡が取れない者
2. 前項各号に該当しない者であっても、「統括責任者」がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うに相応しくないと認定した者に対しては、委託者の勧誘及び受託を行わないこととする。
3. 「統括責任者」は委託者が取引期間中において第1項の各号に該当することとなった場合、または該当する可能性があると判断した場合は、当該委託者からの新規建玉に要する証拠金の預託を受けず、速やかに取引の終了を求めるものとする。

(顧客カードの整備)

第3条 当社は、本店及び従たる営業所ごとに商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- (1) 氏名、性別、年齢、家族構成、住所及び連絡先
 - (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
 - (3) 資産及び収入の状況
 - (4) 商品先物取引及び証券取引の経験の有無
 - (5) その他必要と認める事項
2. 顧客カードは、担当外務員等が可能な限り所要の事項を記載し、受託前に予め「管理担当班」の責任者に報告し、許可を受けるものとする。
3. 「統括責任者」は、顧客カードの内容を審査し、不十分な時は補充を求め、適正な委託者管理を行うべく営業部門に対する指示・指導を行うものとする。
4. 顧客カードは、すべてのこれを第7条第2項に定める「総括責任者」のもとに、また支店においては、その写しを備え付けるものとする。

(勧誘の際の説明義務)

第4条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、受託契約準則、危険開示告知書、「商品先物－委託のガイドー」、「予測が外れた場合の売買対処説明書」等の関係書面を交付し、商品先物取引の仕組み、上場商品に関する知識等について説明するとともに、その投機的本質について危険開示を行い、さらに顧客の判断と責任において取引を行うことについて、顧客に十分な自覚を促したうえで参加することを求めることとする。

2. 前項において、説明を受けたことについての委託者からの確認、委託者が説明内容を理解したことについて別に定める〈口座設定申込書〉兼〈理解度アンケート〉を受託前に徴収する。

(受託業務における禁止行為)

第5条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則及び日本商品先物取引協会（以下「日商協」という）の「受託業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(委託者保護育成措置)

第6条 当社は、商品先物市場に参入するに相応しい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験の浅い委託者ならびにこれと同等と判断される者に対しては3ヶ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 受託前に徴収した〈口座設定申込書〉兼〈理解度アンケート〉を基に、取引意思の確認及び適性を審査すること
- (2) 委託者に対し、第4条に定める説明を行うことにより商品先物取引についての十分な理解と認識を求める
- (3) 取引にあたっては、特に委託追証拠金及び損失の発生についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引についてはこれを抑制する等、適正な措置を講ずること
- (4) 商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受注にあたっては、委託者保護の徹底とその育成を図るため、各アンケートの結果及び当該委託者の資質・資力等を考慮のうえ、相応の建玉枚数の範囲においてこれを行うものとする
この場合において、商品先物取引の経験のない委託者の建玉枚数に係る外務員の判断枠、当該委託者から当該判断枠を超える建玉の要請があった場合の審査等につき、別に定めるものとする
- (5) 商品先物取引に対する理解度を判定するため下記の項目についてアンケート調査を行い、未だ理解が充分でないと思われる委託者については、受託数量の抑制等適正な措置を講ずること
 - ①「商品先物取引－委託のガイドー」の内容についての理解
 - ②商品先物取引の損益発生仕組み及び損益計算方法の理解
 - ③商品先物取引は投機であり、元本が保証されていないことの理解
 - ④委託証拠金の性格及び委託追証拠金の計算方法の理解
 - ⑤値幅制限についての理解
 - ⑥取引の最終責任は、委託者にあることの理解
 - ⑦送付書類についての理解

(管理担当班の設置)

第7条 当社は、受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、本店及び各支店ごとに社長直轄とする「管理担当班」を設置し、各責任者を置くものとする。

2. 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める「管理担当班」の職務の統括調整を行うため、本店に「総括責任者」及び総括責任者を補佐する「副総括責任者」、さらに受託業務の適正な運営を確保するため、「統括責任者」及び各支店に管理担当班の「責任者」を置くものとする。
3. 「総括責任者」、「副総括責任者」、「統括責任者」及び管理担当班の「責任者」は次の者とする。
 - (1) 「総括責任者」は、管理体の執行役員以上の者とする
 - (2) 「副総括責任者」は、管理体の副本部長職以上の者とする
 - (3) 「統括責任者」は、本店管理部の副部長職以上の者とする

- (4) 管理担当班の「責任者」は、管理体の副長職以上の者とする
- (5) 支店において前項(4)に該当する者がいない場合は本店管理部にて対応する

(管理担当班の職務)

第8条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

- (1) 「顧客カード」の精査による顧客の選別ならびに受託の適否の決定
- (2) 顧客管理のため、「顧客カード」の整備
- (3) 〈口座設定申込書〉兼〈理解度アンケート〉、及び第二回「お客様へのアンケート」の審査及び保管
- (4) 委託者の資金力、取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
- (5) 商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱い要領に基づく審査
- (6) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (7) 取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適正な措置
- (8) 外務員に対する関係法令・諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視ならびに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
- (9) 委託者からの苦情・紛争に対する適正な対応
- (10) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置
- (11) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及及び委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (12) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項

(不正資金の流入防止)

第9条 当社は、以下に規定する者からの受託にあたっては、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

なお、これらの者から受託しようとする場合には、予め本人から自己資金による取引である旨の書面(本人直筆のものに限る)にて申し出があり、第7条第3項第1号に定める「総括責任者」が正当な理由があると認めた場合に限り、受託を行うものとする。

- (1) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で直接、間接に金銭・有価証券等の取扱いに係わる者
 - (2) 国・地方公共団体(収入役等)その他公益期間の金銭・有価証券等の取扱い者
 - (3) 民間企業における金銭・有価証券等の取扱う財務及び経理担当者
2. 当該委託者の預り額(帳尻益の振替分を除く)の合計が、3,000万円を超えたとき、当該委託者の資金について調査を開始する。
- なお、3,000万円を超過してからは3,000万円を基準に1,000万円を超えるたびに調査を行う。
3. 調査にあたっては、前項の基準を超過した部分の資金の性格や資金の出所(自己資金かどうか、自己資金ならその内容等)を、当該委託者と直接面談して聴取することとする。

4. 調査業務を担う部署は管理部とし、営業部はこれに協力するものとする。
調査が困難と判断したときは、興信所その他外部調査機関に委託する等、資金調査に必要な措置を講ずるものとする。
調査においては、当該委託者から自己の資金である旨の申出書及び証拠書類等の提示を求めるものとする。
この場合は、当該委託者が証拠書類等を提示しないときは、信憑性に欠けるものと判断し、その後の新たな入金及び建玉の追加は受けないものとする。
営業部はこれを遵守し、以後の勧誘・受託を行わないものとする。
但し、仕切りに係る指示についてはこの限りではない。
5. 当社は、不正資金の流入防止のための長をしたときは、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする。
6. 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金は不正資金の有無に係わらず受託しないものとする。

(委託本証拠金の額等に係る措置)

- 第10条 委託本証拠金の額等は、すべての上場商品につき、取引所が定める委託本証拠金基準額と同額とする。
2. 委託本証拠金の額等に係る社内責任者を第7条第3項第1号に定める「総括責任者」とし、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(違反者に対する懲戒)

- 第11条 この規則における禁止行為を行った者に対しては、『就業規則』・『受託業務適正化委員会規則』に基づき、これを懲戒する。

(規程の改廃)

- 第12条 この規則の改廃は、取締役会の決議を経て行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

- 第13条 この規則は、日商協へ届け出るものとする。
これを変更したときも同様とする。

商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領

当社は、受託業務管理規則第6条第4項に基づき、商品先物取引の経験のない新たな委託者から取引の受託を行うにあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の資質、資力等を考慮のうえ、3ヶ月間は相応の建玉枚数の範囲において受託を行うよう、次のことを厳守するものとする。

1. 商品先物取引の経験のない委託者の建玉枚数に係る外務員の判断枠を 50 枚迄と定める。
但し、委託本証拠金が 6 万円未満の時は、預り委託証拠金 300 万円までの範囲とし、委託本証拠金で除した枚数をいう。
2. 当該委託者から上記 1 の判断枠を超える建玉の要請があった場合には、その旨の「申出書」（本人直筆）を事前に徴収し、統括責任者及び管理担当班の責任者が審査を行い、その適否について判断し、妥当と認められる範囲内において受託するものとする。
3. 上記 2 の場合において、統括責任者及び管理担当班の責任者は、速やかに総括責任者に「制限建玉超過申請書」を添えて、この旨を報告しなければならない。
4. 統括責任者は、報告事項についてその内容を再確認するとともに、必要と認められる場合には、統括責任者及び管理担当班の責任者に対し、所要の指示を行い、当該委託者の管理に万全を期するものとする。
5. 許可の審査及び権限
51 枚以上 管理担当班の責任者
但し、許可する場合は上限を定め、その都度許可するものとする。

〈口座設定申込書〉兼〈理解度アンケート〉

1. 「商品先物取引—委託のガイド」について、次の事項にお答え下さい。
 - ①上記書面の受領日 (平成 年 月 日)
 - ②上記書面を説明した外務員名 (支店・氏名:)
 - ③上記書面の説明を受けた日及び場所 (平成 年 月 日・場所)
2. 上記書面等で説明を受けた内容についてご回答下さい。
 - ①商品先物取引の危険性について理解されましたか。
(理解した ・ わからない)
 - ②取引の中で資金の追加が必要になることがあることを理解されましたか。
(理解した ・ わからない)
 - ③値幅制限（一日の最大変動額）があること、又それによってお客様の売買注文が成立しない場合があることを理解されましたか。
(理解した ・ わからない)
 - ④商品先物取引のしくみ（決済方法、限月等）について理解されましたか。
(理解した ・ わからない)
 - ⑤売、又は買の判断を担当者に一任してはならないこと、及び取引の最終責任は、あなたにあることを理解されましたか。
(理解した ・ わからない)

⑥証拠金には、本証拠金、追証拠金、定時増証拠金、臨時増証拠金の4種類があることを理解されましたか。

(理解した ・ わからない)

⑦損益の計算方法を理解されましたか。

(理解した ・ わからない)

⑧書面「予測に反した場合の売買対処方法」を理解されましたか。

(理解した ・ わからない)

3. 職業等についてご回答下さい。

勤務先		職業	
所属部課		役職	
所在地			
電話番号		F A X	
生年月日	大・昭 年 月 日	年齢	才 男・女

4. 年収、取引経験等について下記設問にご回答下さい。

①家族構成 (独身 ・ 親 ・ 配偶者 ・ 子供 人)

②年 収 (500万円以上 ・ 1,000万円以上 ・ 2,000万円以上)

③株式取引経験 あり (現株取引 ・ 信用取引 ・ 保有株式：約 万円)
なし

④商品取引経験 あり (取引員名： 取引年数： 年 ヶ月)
なし

⑤資 産 (500万円未満・500万円以上・1,000万円以上・2,000万円以上)

⑥当初投下資金予定額 (300万円未満・300万円以上・500万円以上・1,000万円以上)

以上の通り、各内容を確認し理解しましたので、私の判断と責任において取引致したく、商品先物取引の口座設定を申し込みます。

平成 年 月 日

本人ご署名 _____ 印

⑥外務員の登録状況

期 首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期 末 登録外務員数
283名	101名	84名	300名

⑦委託者数

期 首 委託者数	新 規 委託者数	期 末 委託者数
2,035人	2,054人	2,360人

⑧苦情・紛争に関する事項

苦情申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	2	1	0	1	0
取引終了時に係るもの	1	1	0	0	0
合 計	3	2	0	1	0

- (注) 1. 「苦情」とは受託業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したものの、または日商協にその解決の申出があったもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤認等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	3	0	1	0	2
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
合 計	3	0	1	0	2

- (注) 1. 「紛争」とは受託業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、または日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は取引所または日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決ができなかったもの。

⑨訴訟に関する事項

当年度における訴訟は、前年度からの繰越分が4件、新たに委託者が損害賠償請求を提起したものが13件、その内解決が7件、残りの10件は現在係争中です。

訴訟件数	判決	取下げ	和解	係争中
17件	0件	2件	5件	10件

3. 経理の状況

①貸借対照表

第48期(平成17年3月31日現在)貸借対照表

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	[20,855,733]	流動負債	[12,845,321]
現金・預金	11,075,087	委託者未払金	472,700
委託者未収金	157,771	一年以内長期借入金	45,000
未収入金	85,576	預り委託証拠金	9,834,224
商品	114,557	未払金	219,631
棚卸資産	3,156	未払費用	334,972
前払費用	12,084	未払消費税等	82,569
協会預託金	1,600,000	未払法人税等	1,589,082
保管有価証券	32,825	未払事業所得税等	8,215
委託者先物取引差金	3,156,078	預り金	95,627
差入保証金	3,826,668	保護預り白金・金地金	162,056
商品取引責任準備預託金	324,436	その他の流動負債	1,241
繰延税金資産	175,360	固定負債	[245,058]
短期貸付金	90,883	長期借入金	22,500
その他の流動資産	246,246	退職給付引当金	35,046
貸倒引当金	▲ 45,000	役員退職慰労引当金	184,856
固定資産	[6,089,035]	長期未払費用	1,644
有形固定資産	(3,127,753)	その他の固定負債	1,012
建物	2,500,056	負債合計	13,090,380
減価償却累計額	▲ 1,269,292	引当金	[342,744]
構築物	15,207	商品取引責任準備金	342,744
減価償却累計額	▲ 11,074	引当金合計	342,744
車両	35,737	負債・引当金合計	13,433,125
減価償却累計額	▲ 14,332	(資本の部)	
器具及び備品	209,106	資本金	1,000,000
減価償却累計額	▲ 106,135	資本剰余金	[249,420]
土地	1,768,480	資本準備金	249,420
無形固定資産	(1,027,456)	利益剰余金	[12,230,292]
借地権	911,813	利益準備金	200,137
電話加入権	25,622	別途積立金	1,500,000
ソフトウェア	33,911	配当準備積立金	400,000
営業権	56,109	増資準備積立金	400,000
投資その他の資産	(1,933,825)	当期末処分利益	9,730,155
投資有価証券	127,130	株式等評価差額金	31,930
長期未収債権	55,919	資本合計	13,511,643
出資金	125,610	負債・資本合計	26,944,768
長期差入保証金	1,220,112		
長期貸付金	127,265		
長期前払費用	41,487		
繰延税金資産	242,183		
その他の投資	29,116		
貸倒引当金	▲ 35,000		
資産合計	26,944,768		

②損益計算書

第48期損益計算書

〔平成16年4月 1日から
平成17年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目		金 額	
経常損益	営業損益	営業収益	11,230,164
		受取委託手数料	8,081,441
		売買損益	3,131,089
		商品先物決済益	3,037,549
		商品先物評価益	93,540
		その他営業収益	17,633
		営業費用	7,603,439
	取引所等関係費用	283,400	
	販売費及び一般管理費	7,320,039	
	営業利益	3,626,724	
	営業外損益	営業外収益	145,756
		受取利息及び配当金	53,333
		雑収入	39,468
		その他営業外収益	52,954
営業外費用		35,910	
支払利息		5,410	
支払手数料		30,065	
その他の営業外費用	433		
経常利益	3,736,571		
特別損益	特別利益	183,180	
	投資有価証券売却益	183,180	
	特別損失	381,784	
	商品取引責任準備金繰入	212,793	
	固定資産除却損	285	
	固定資産売却損	775	
役員退職慰労金繰入	167,929		
税引前当期利益		3,537,967	
法人税、住民税及び事業税		1,737,617	
法人税等調整額		▲232,455	
当期純利益		2,032,805	
前期繰越利益		7,697,349	
当期未処分利益		9,730,155	

③重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①保管有価証券… 商品取引所法の規定により、商品取引所が定めた充用価格によっており、主な価格は次の通りであります。
- | | |
|------------|--------------|
| 利付国債証券 | 額面金額の 80～85% |
| 社債（上場銘柄） | 額面金額の 65% |
| 株券（一部上場銘柄） | 時価の 70%相当額 |
| 倉荷証券 | 時価の 70%相当額 |
- ②その他の有価証券… 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- 時価のないもの…移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品：先入先出法による低価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については法人税法に定める定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては社内に於ける利用可能期間（5年）に基づく定額法。

商標登録権については、定額法を採用し、10年で償却しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金…

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金…

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異（327百万円）については、10年で費用処理しております。

数理計算上の差異は、7年による定額法により翌期から費用処理することとしております。

- 役員退職慰労引当金… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社規程にもとづく期末要支給額を計上しております。
 なお、役員退職慰労引当金は、商法施行規則第 43 条に規定する引当金であります。
- 商品取引責任準備引当金… 商品先物取引事故による損失に備えるため、日本商品先物取引協会定款第 62 条の規程に基づき、施行規則第 49 条に定める額を計上しております。

(5) 収益の計上基準

- ① 受取手数料 商品先物取引
 委託者が、取引を転売または買戻し及び受渡により決済した時に計上しております。
- ② 売買損益 商品先物決済損益は、反対売買または受渡により決済した時に計上しております。
 また、未決済建玉については、時価による評価損益を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法
 繰延ヘッジ処理を採用しております。

②主なヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	借入金

③ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき、個別集件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の金利変動リスクをヘッジすることを目的として、実施することとしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始から有効性判定時点までの期間に於ける、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。

(8) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式により処理しております。

(9) 貸借対照表及び損益計算書の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(10) 会計方針の変更

(役員退職慰労金)

役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当期より「役員退職慰労金規程」に基づく期末要支給額を役員退職慰労金として計上する方法に変更しました。

この変更により当期発生額は16,926千円は販売費及び一般管理費へ、過年度分相当額167,929千円は特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益及び経常利益は16,926千円、税引前当期純利益は184,856千円減少しております。

(11) 表示方法の変更

前営業年度まで有形固定資産に対する減価償却累計額は当該各資産から直接控除し、その控除後の残高を当該各資産の金額として表示しておりましたが、当年度より、当該各資産科目に対する控除科目として、「減価償却累計額」の科目をもって掲記することといたしました。

④注記事項

(貸借対照表関係)

(1) イ) 預託資産

取引証拠金の代用として次の資産を商品取引所へ預託しております。

保管有価証券	220,646千円
投資有価証券	14,855千円
合 計	235,502千円

ロ) 分離保管資産

商品取引所法第136条の15の規定にもとづいて分離保管されている資産の内容は次の通りであります。

普通預金	7,470,000千円
指定金銭信託預金	1,000,000千円
協会預託金	1,600,000千円
合 計	10,070,000千円

(2) 委託者未収金及び長期未収債権のうち、無担保のものは、110,185千円であります。

(3) 商品取引責任準備預託金は、商品先物取引事故に備えるため日本先物取引協会の定款に基づいた日本先物取引協会への預託金であります。

(4) 自己の未決済取引に係る取引証拠金は、381,855千円であります。

(5) 委託者先物取引差金は、委託者の未決済取引を決済したとして仮定して、委託者の売買損<売買益>相当額を委託者に代わって取引所に立替払いした(取引所から預った)金額であります。

この金額は、すべて委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

(6) 重要なリース資産

貸借対照表に計上した固定資産の他、電子計算機器及びその周辺機器、その他の事務用機器ならびに車輛運搬具の一部についてはリース契約により使用しております。

(7) 担保に供している資産

現金及び預金	755,000 千円
建 物	1,211,310 千円
土 地	1,537,104 千円
合 計	3,503,414 千円

(8) 商法施行規則第 124 条第 3 項に規定する時価を付したことにより、増加した貸借対照表上の純資産額は 31,930 千円であります。

(9) 投資有価証券のうち自己取引証拠金として差入しているものは、14,855 千円であります。

(10) 保護預り白金・金地金

消費寄託契約による純金積立取引(光陽グループ純金積立プラン)及びプラチナ取引(光陽グループプラチナ取引)による預り金地金及び白金地金の残高(負債)は 162,056 千円であります。

(損益計算書関係)

(1) 一株当たり当期純利益 1,290 円 23 銭

なお、損益計算上の当期純利益の額は 2,032,805 千円、1 株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益の額は 1,856,369 千円、これらの差額の内訳は役員賞与 176,436 千円であります。

1 株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は 1,438,781 株であります。

⑤利益金処分計算書

利益金処分計算書
株主総会承認日
平成17年 6月27日

(単位：千円)

当期末処分利益金の処分

I 当期末処分利益金	9,730,155
II 利益金処分類	
配当金	503,573
役員賞与金	176,436
III 次期繰越利益	9,050,145

⑥監査に関する事項

当社は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

⑦財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産余裕比率 [純資産額/必要純資産額×100]	742%
(b) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金×100]	1,351%
(c) 自己資本比率 [自己資本/総資本×100]	50%
(d) 修正自己資本比率 [自己資本/(総資産額-委託者に係る取引所 預託金-分離保管預託額)×100] *1	67%
(e) 当座性資金等比率 [当座性資金等/流動負債額×100] *2	143%
(f) 委託者未収金比率 [委託者未収金(長期未収債権に属するものを 含む。)/純資産額×100]	2%
(g) 借入金比率 [{借入金+借入有価証券+社債(新株予約権付社債 を含む)} /総資産額×100]	0%
(h) 経常収支率 [経常収益/経常費用×100]	149%
(i) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	94%
(j) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	162%
(k) 委託手数料収益比率 [(先物取引に係る)委託手数料/経常収益 ×100]	71%
(l) 自己売買収益比率 [自己売買収益/経常収益×100]	28%

*1 委託者から預託を受けた委託証拠金のうち、委託者の取引に係る取引所への預託金額及び委託者債権の保全制度に基づいて金融機関に預託されている額を控除した総資産額を用いて計算された自己資本比率を記載しております。

*2 「当座性資金等」とは、流動資産のうち、現金、預金、金銭の信託、受取手形、有担保委託者未収金、売掛金、有価証券、商品、保管有価証券、差入保証金、有担保委託者損益金及び未収先物取引差金をいう。